

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	都市整備部 建築指導課	
許 認 可 等 名	建築確認	
根 拠 法 令	建築基準法	
根 拠 条 項	第6条第1項	
連 絡 先	(電話 621 - 5274)	
審 査 基 準	基 準	<ul style="list-style-type: none"> 建築基準法関係規定（建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定）に適合するものであること。
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間 （設定しないものについてはその理由）	総日数 日（休日を含む） 法第6条第1項第4号に該当する建築物：7日 法第6条第1項第1号から第3号までに該当する建築物：35日
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）